



長野県報

10月16日(木)
平成26年
(2014年)
第2616号

目次

告示

- 災害救助法の適用地域の指定(危機管理防災課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称及び所在地の変更の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) 3
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) 3
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 3
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 4
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 5

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(4件)(産業政策課サービス産業振興室) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課サービス産業振興室) 17
- 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 17
- 一般競争入札(5件)(道路管理課) 17
- 特定調達契約に係る一般競争入札(通信指令課) 21



長野県告示第583号

噴火による災害が発生したので、災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)第2条第1項の規定により、平成26年9月27日から木曾郡木曾町及び木曾郡王滝村の区

域を災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用地域に指定しました。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部 守一

危機管理防災課

長野県告示第584号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部 守一

歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
城歯科クリニック	長野県飯田市座光寺1810-1	平成26年5月1日
生田上原薬局	長野県上田市生田5026-2	平成26年5月1日

地域福祉課

長野県告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
平林歯科小児歯科医院	長野県松本市白板1丁目7-34	長野県松本市白板1丁目7-34	長野県松本市中央2丁目5-3	平成26年7月1日
医療法人求心堂田中医院	長野県松本市野溝東1丁目5番27号	医療法人求心堂田中医院	医療法人求心堂森本医院	平成26年7月1日
有限会社大津賀薬局	長野県上田市御所520-2	長野県上田市御所520-2	長野県上田市諏訪形1161	平成25年11月30日
丸子中央病院	長野県上田市中丸子1771番地1	丸子中央病院 長野県上田市中丸子1771番地1	丸子中央総合病院 長野県上田市上丸子335番地5	平成25年8月14日

地域福祉課

長野県告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
御牧原へき地出張診療所	長野県東御市大字御牧原729-1	平成20年9月30日
小口薬局	長野県塩尻市塩尻町379-1	平成26年7月1日
小松歯科医院	長野県松本市芳野11-8	平成11年12月31日
城松村歯科医院	長野県飯田市座光寺3901-1	平成26年4月30日
里見医院	長野県軽井沢町大字追分631	平成24年8月20日
渡部歯科医院	長野県上田市上塩尻251-3	平成25年4月15日
海野町歯科診療所	長野県上田市中央2-9-15	平成21年10月31日
阿部歯科医院	長野県佐久市岩村田635	平成25年3月31日
児島医院	長野県中野市中央1-10-8	平成24年11月7日
小口歯科医院	長野県岡谷市銀座2-15-13	平成18年3月24日
コウズケヤ薬局海野町	長野県上田市中央2-12-12	平成26年5月31日
志田医院	長野県東筑摩郡朝日村古見2525	平成26年3月29日

地域福祉課

長野県告示第587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏名	住所	指定年月日
藤城秀利	長野県下伊那郡根羽村6021番地	平成26年7月1日
若林一誠	長野県上田市下丸子510-1リパティ・アイ201号	平成26年7月1日
山越教雄	長野県松本市双葉10-D-21	平成26年7月1日
牧田優平	長野県松本市大字神林3710	平成26年7月1日

2 施術所

名称	所在地	指定年月日
ココロあすなろ	長野県下伊那郡根羽村1804	平成26年7月1日
わかばやし整骨院	長野県上田市天神三丁目6-34	平成26年7月1日
山越教順堂治療院	長野県松本市宮田9-3	平成26年7月1日
マキタ整骨院	長野県松本市井川城3丁目10番8号102	平成26年7月1日

地域福祉課

長野県告示第588号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 指定訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社和が家	宅老所和が家訪問介護事業所	岡谷市山手町2丁目3番地26号	平成26年10月16日
株式会社ライフサービスオグチ	指定訪問介護事業所カーサ・デ・ソル	諏訪郡下諏訪町南四王6150-4	平成26年10月16日

介護支援課

長野県告示第589号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市美麻字宮林12513の1、字カイバ12597のロ、12608のロ、

字松峰12646、字日影12713から12715まで、12716のイ、12734のイ、字反畑12874の1、12874のロ、12881、13051の2、13062のイ、13064、字百畑12882、13060のロ、13061の1、13061の2、字中島13062のロ、13076、字中釣根28538のイ、28538のロ、字坂道28567、28569、字横道28568、字欠下28573、字ウトウ28575、28578のロ、字峯28574、字ヲカノ入28576、字袖ノ坂28605、字向ヒ平30380のロ、字沢端30475の1、30475の2、30501のイ、30502、30503の1、30503のイ、字家ノ下30504のイ、30504のロ、30504のハ、30505のロ、30506のロ、30508のロ、30508のホ、30508の

への1、30508のト

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カイバ12597のロ、12608のロ、字松峰12646、字日影12713、12714、12716のイ、12734のイ、字反畑12874の1、12874のロ、12881、13051の2、13062のイ、13064、字百畑12882、13060のロ、13061の1、13061の2、字中島13062のロ、13076、字向ヒ平30380のロ(次の図に示す部分に限る。)、字沢端30475の1、30475の2、30501のイ、30502・30503のイ(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字家ノ下30504のイ、30504のロ、30504のハ、30505のロ、30506のロ、30508のロ、30508のホ、30508のへの1、30508のト

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第590号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡下條村睦沢1354、1356、7008の1、7008の297、7008の298、7008の418、7008の431、陽阜4025の18、4025の21、4030の17、4030の22、4034の1、4034の2、4034の14、4108の2、4108の4、4112、5987の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
睦沢1354、1356、7008の418(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年10月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年10月16日

長野県佐久建設事務所長 石井杉男

- 1(1) 道路の種類 国道
- (2) 路線名 142号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市伴野字西裏973番の1地先から 佐久市根岸字あらや115番の1地先まで	旧	19.0~34.8 m	0.7943 km
同 上	新	20.0~40.0	0.7943

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上原猿久保線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市根々井字大原46番の1地先から 佐久市猿久保字番屋前873番の7地先まで	旧	8.0~26.8 m	1.0206 km
同 上	新	13.5~26.8	1.0206

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 小諸中込線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市根々井字駒場1045番の1地先から 佐久市根々井字坂下1171番の3地先まで	旧	5.0~22.0 m	0.3695 km
佐久市根々井字駒場1045番の1地先から 佐久市根々井字坂下1171番の3地先まで	新	10.0~22.0	0.3695
佐久市根々井字駒場1045番の1地先から 佐久市根々井字駒場1066番の1地先まで		7.0~25.0	0.2014

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

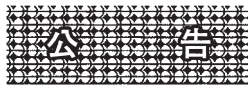
その関係図面は、告示の日から平成26年10月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年10月16日

長野県佐久建設事務所長 石井杉男

- 1 (1) 路線名 上原猿久保線
- (2) 供用を開始する区間
佐久市根々井字大原46番の1地先から
佐久市猿久保字番屋前873番の7地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年10月16日
- 2 (1) 路線名 小諸中込線
- (2) 供用を開始する区間
佐久市根々井字駒場1045番の1地先から
佐久市根々井字駒場1066番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年10月16日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年9月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わっこ自立福祉会
- 3 代表者の氏名
村山 顯
- 4 主たる事務所の所在地
上田市保野830-1
- 5 定款に記載された目的
本会は、障害者が自立生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年10月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ホープ
- 3 代表者の氏名
山岡 恵
- 4 主たる事務所の所在地
岡谷市山下町二丁目13-10
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、介護に関する事業を行い、高齢者福祉に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年10月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人上田ジョイント
- 3 代表者の氏名
渡邊 薫
- 4 主たる事務所の所在地
上田市中央六丁目15番1号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、歴史ある上田城を舞台に行政とボランティアが協働して造り上げる入場無料のフェスティバル「上田ジョイント」を開催することにより、広く市民に対し平和の推進、環境の保全等の啓発を行うとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働課